

市第42号議案

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する
条例の一部改正

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月6日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（
平成16年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号ア中「類するもの」の次に「（神奈川県が企業立地
等の促進を目的として交付するものを除く。）」を加える。

第3条第3項中「適合する」を「該当する」に改め、同項に次の
1号を加える。

(3) 次に掲げる事項を定めた契約を横浜市と締結していること。

ア 固定資産取得企業立地等を行おうとする中小企業者及び大
企業者にあつては企業立地等に係る事業を開始した日から10
年を経過する日までの間（当該事業を休止した期間がある場
合にあつては、10年に当該休止した期間を加えた期間。以下
同じ。）、固定資産賃借企業立地等を行おうとする中小企業
者及び大企業者にあつては企業立地等に係る事業を開始した
日から7年（固定資産賃借企業立地等がみなとみらい21地域
若しくは横浜駅周辺地域に係るもの又は京浜臨海部地域若し

くは臨海南部工業地域に係るもの（別表第 2 に定める重点産業に係るものに限る。）である場合にあっては、8 年。以下同じ。）を経過する日までの間（当該事業を休止した期間がある場合にあっては、7 年に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。）における当該企業立地等に係る事業の継続に関する事項

イ 固定資産取得企業立地等を行おうとする中小企業者及び大企業者にあっては、企業立地等に係る事業を開始した日から 10 年を経過する日までの間に当該事業を廃止した場合における違約金に関する事項

ウ その他市長が必要と認める事項

第 5 条第 3 項中「第 3 条第 4 項」を「第 3 条第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）及び第 4 項」に改める。

第 6 条第 2 項中「適合しなくなった」を「該当しなくなった」に改める。

第 13 条を次のように改める。

第 13 条 削除

別表第 2 中「第 13 号」の次に「、第 3 条第 3 項第 3 号ア」を加え、「、第 13 条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に横

浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第 3 条第 1 項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請する者について適用し、同日前に同項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者については、なお従前の例による。

提 案 理 由

神奈川県補助金等と本市の助成金との併給を可能とすることにより、より効果的な企業立地等の促進を図るとともに、認定事業者による事業の継続義務の履行をより一層確保するため、横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第 1 号から第 12 号まで省略）

(13) 投下資本額 別表第 2 に定める固定資産の取得に要する費用で、次に掲げるものを控除したものをいう。

ア 国、他の地方公共団体その他公共的団体の補助金、奨励金その他これらに類するもの（神奈川県が企業立地等の促進を目的として交付するものを除く。）の交付の対象となった固定資産の取得に要する費用

（イからエまで省略）

（企業立地等事業計画の認定等）

第 3 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 市長は、第 1 項の認定の申請があった場合において、その企業立地等事業計画が次の各号のいずれにも 該当する 適合する ものであると認めるときは、その認定をするものとする。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) 次に掲げる事項を定めた契約を横浜市と締結していること。

ア 固定資産取得企業立地等を行おうとする中小企業者及び大企業者にあつては企業立地等に係る事業を開始した日から 10 年を経過する日までの間（当該事業を休止した期間がある場

合にあっては、10年に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。）、固定資産賃借企業立地等を行おうとする中小企業者及び大企業者にあつては企業立地等に係る事業を開始した日から7年（固定資産賃借企業立地等がみなとみらい21地域若しくは横浜駅周辺地域に係るもの又は京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係るもの（別表第2に定める重点産業に係るものに限る。）である場合にあっては、8年。以下同じ。）を経過する日までの間（当該事業を休止した期間がある場合にあっては、7年に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。）における当該企業立地等に係る事業の継続に関する事項

イ 固定資産取得企業立地等を行おうとする中小企業者及び大企業者にあつては、企業立地等に係る事業を開始した日から10年を経過する日までの間に当該事業を廃止した場合における違約金に関する事項

ウ その他市長が必要と認める事項

（第4項から第6項まで省略）

（承継）

第5条 （第1項及び第2項省略）

3 第3条第3項（第3号に係る部分に限る。）及び第4項の規定
第3条第4項

は、前項の承認について準用する。

（企業立地等事業計画の認定の取消し等）

第6条 （第1項省略）

2 市長は、認定事業計画が第3条第3項各号のいずれかに^{該当し}_{適合し}
なくなつたと認めるときは、当該認定事業計画の変更を指示し、
なくなつた

